

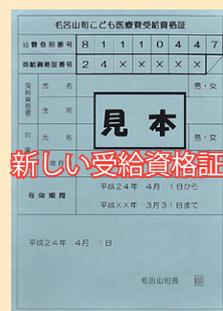
# こども医療費制度 が変わります!!

4月1日診療分より、毛呂山・越生地区の指定医療機関において、医療費（保険診療分）の窓口支払いがなくなります。

## ◎診療時には・・・

毛呂山・越生地区の指定医療機関で保険診療を受ける際に、窓口で新しい受給資格証と健康保険証を提示すると、医療費の窓口支払いがなくなります。

ただし、一医療機関でひと月の支払いが21,000円以上の場合は、従来の方により子ども課へ申請してください。



## ◎手続きは・・・

- 既にこども医療費受給中の人については、新たに登録申請をする必要はありません。3月下旬に新しい受給資格証（水色のもの。番号などが新しくなります）を郵送しますので、お手元に届いたら、古い受給資格証（黄色のもの）と交換してください。なお、古い受給資格証の返却は不要です。
- 登録申請がお済みでない中学校3年生までのお子さんについては、対応できませんので、お早めに手続きをしてください。

～登録手続きに必要なもの～

- ①子どもの健康保険証
- ②受給資格者（世帯主）名義の振込み先口座がわかるもの

## ◎指定医療機関とは・・・

こども医療費の指定医療機関には、下記のステッカーが掲示されますので、4月以降受診の際にご確認ください。



## ◎利用に関する注意点・・・

指定のない医療機関や毛呂山・越生地区以外の医療機関で受診した場合には、今までどおり一度窓口で払っていただき、領収書を添付のうえ、申請してください。

また、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の適応を受ける場合や第三者行為による疾病に係る医療費については、こども医療費は支給できません。

※利用に際しては、3月下旬に受給資格証と一緒に同封する利用案内書をご覧ください。

## 子ども手当について

平成23年度特別措置法による子ども手当の支給対象となるご家庭には、関係書類を送付しています。まだ、認定請求がお済みでない人は、お早めに手続きをお願いします。

手続きが必要な人で、認定請求書を平成24年3月31日までに提出した場合は、平成23年10月分さかのぼに遡って支給します。それ以降は、認定請求月の翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。

問 役場子ども課児童係  
☎ (295) 2112  
内線 113、114



植物油インキを使用しています。